



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務一〇四)

○無線設備規則の一部を改正する省令 (同一〇五)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (同一〇六)

(告示)

○周波数割当計画の一部を変更する件 (総務四三二)

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 (同四三三)

○構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件 (同四三三)

○繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示 (経済産業二二九九)

○合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示 (同一四〇〇)
○電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示 (同一四一)

○小笠原国立公園の公園計画を変更する件 (環境一一〇)

○伊勢志摩国立公園の公園計画を変更する件 (同一一一)

○伊勢志摩国立公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を指定する件 (同一一二)

○伊勢志摩国立公園の集団施設地区の区域を指定する件 (同一一三)

○氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画を変更する件 (同一一四)

○国立公園の公園事業を決定する件 (同一一五)

○国立公園の公園事業を変更する件 (同一一六)

○国立公園の公園事業を廃止する件 (同一一七)

(官庁報告)

国家試験

保健師国家試験の施行 (厚生労働省)

助産師国家試験の施行 (同)

看護師国家試験の施行 (同)

保健師助産師看護師試験委員の公告 (同)

(公告)

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人防災科学技術研究所平成十七事業年度財務諸表、独立行政法人科学技術振興機構・住宅金融公庫入札、日本自転車・日本小型自動車振興会 (平成十九年度機械工業振興補助事業に関する公示・平成十九年度体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示)、中日本高速道路株式会社高速道路工事区間変更、プログラムの著作物に係る登録、全国市町村職員共済組合連合会平成十七年度決算の要旨、全国商工会連合会平成十七事業年度決算等関係

地方公共団体

違法駐車車両保管、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他
会社決算公告

○総務省告示第四百三十三号
 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第九条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号(端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件)の一部を次のように改正する。
 平成十八年八月一日
 総務大臣 竹中 平蔵

第一項の表中十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。
 十一 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)の無線設備
 四八ビット以上

第二項の表に次のように加える。
 九 超広帯域無線システムの無線局の無線設備
 他は無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。

第四項中「筐体」を「筐体」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、その筐体は容易に開けることができない構造のもの

○総務省告示第四百三十三号
 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数を次のように定める。
 なお、平成十八年総務省告示第五十八号(構内無線局及び特定小電力無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数を定める件)は、廃止する。
 平成十八年八月一日
 総務大臣 竹中 平蔵

1 構内無線局

周 波 数	指 定 周 波 数 帯
953MHz	952MHzから954MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで

2 特定小電力無線局

周 波 数	指 定 周 波 数 帯
953.5MHz	952MHzから955MHzまで
2,441.75MHz	2,400MHzから2,483.5MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで
10.525GHz	10.5GHzから10.55GHzまで
24.15GHz	24.05GHzから24.25GHzまで
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

3 超広帯域無線システムの無線局

周 波 数	指 定 周 波 数 帯
4.1GHz	3.6GHzから4.8GHzまで
8.75GHz	7.25GHzから10.25GHzまで

○経済産業省告示第二三十九号
 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成十八年八月一日
 経済産業大臣 二階 俊博

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示
 繊維製品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第五百五十八号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
 七 上衣又はコートのうち脇物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び脇物(ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く。)を組成する繊維

別表第三第十一号、第十二号及び第十三号中「第十九号」を「第十九号」に改め、同表第十九号を同表第二十一号とし、同表第十八号を同表第二十号とし、同表第十七号中「起毛生地等」の下に「植毛加工生地等」を加え、「オパール加工コアヤーン生地」を「オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十六号を同表第十八号とし、同表第十五号中「コアヤーン」を使用して製造した生地に「オパール加工」を施したもの」を「オパール加工を施した生地」に、「オパール加工コアヤーン生地」を「オパール加工生地」に改め、同号を同表第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 十七 コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地(合成皮革を除く)、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地(以下この号及び第十九号において「コーティング等樹脂加工生地」という。)及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

別表第三第十四号中「第十七号」を「第十九号」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十三号の次に次の一号を加える。
 十四 植毛された織物及びニット生地(以下この号及び第十九号において「植毛加工生地等」という。)並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等

別表第五中

を		を	
ポリクラーラル繊維	ポリクラーラル	ポリクラーラル繊維	ポリクラーラル
ガラス繊維	ガラス	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸
		ガラス繊維	ガラス

に改める。
 附 則
 1 この告示は、平成十九年八月一日から施行する。
 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の繊維製品品質表示規程の規定に基づく表示をした繊維製品については、その表示をこの告示による改正後の繊維製品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

○経済産業省告示第百四十号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年八月一日

経済産業大臣 二階 俊博

合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示

合成樹脂加工品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表中「6・5」を「7・4」に、「エアオープン」を「恒温槽」に改め、同条第五号(一)中「日本工業規格A五七〇八(プラスチック浴槽ふた)の6・2に規定する測定方法により」を「浴槽ふたの本体を収容することができる最小の直方体取っ手その他の付属品を除く」を想定し、その「に改め、表示すること」の下に「折りたたみふたについては、幅にあつては心材の長さ、長さにあつては心材端部間の長さを表示すること」を加え、「同規格の4によるものとする」を「幅にあつてはプラスチック五ミリメートル、長さにあつてはプラスチック十ミリメートルとする。なお、幅及び長さの測定は、浴槽ふたを組み合わせた状態又は広げた状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用して行うこと」に改める。

附則

1 この告示は、平成十九年八月一日から施行する。
2 この告示の施行前に、この告示による改正前の合成樹脂加工品品質表示規程の規定に基づく表示をした合成樹脂加工品については、その表示をこの告示による改正後の合成樹脂加工品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

○経済産業省告示第百四十一号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年八月一日

経済産業大臣 二階 俊博

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第一条関係) ジャー炊飯器の項を次のように改める。

別表第一(第一条関係) ジャー炊飯器
一 最大炊飯容量
二 区分名
三 蒸発水量
四 年間消費電力量
五 一回当たりの炊飯時消費電力量
六 一時間当たりの保温時消費電力量
七 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量
八 一時間当たりの待機時消費電力量
九 使用上の注意

別表第一(第一条関係) テレビジョン受信機の項を次のように改める。

テレビジョン受信機
一 年間消費電力量
二 区分名

別表第一(第一条関係) テレビジョン受信機の項を次のように改める。

別表第一(第一条関係) テレビジョン受信機
一 外形寸法
二 加熱室の有効寸法
三 区分名
四 電子レンジ機能の年間消費電力量
五 オープン機能の年間消費電力量(オープン機能を有するものに限る)
六 年間待機時消費電力量
七 年間消費電力量
八 使用上の注意

別表第二(第二号(一)中「炊飯容量」を「最大炊飯容量」に改める。

別表第三(第二号(四)を(十一)とし、(三)を(七)とし、(二)を(九)とし、(一)の次に次のように加える。

加熱方式	最大炊飯容量	区分名
電磁誘導加熱方式のもの	〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	A
	〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	B
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	C
	一・八〇リットル以上	D
電磁誘導加熱方式のもの以外	〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	E
	〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	F
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	G
	一・八〇リットル以上	H

三 受信機型サイズ

(一)及び(三)については、産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの、ワイヤレス方式のもの及びプラズマテレビのうち垂直方向の画素数が千八百以上であつて水平方向の画素数が千九百二十以上のもので、液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。

四 使用上の注意

(三) 蒸発水量の表示に際しては、別記(V)に掲げる方法で測定した蒸発水量の数値を少数第二位で四捨五入し、グラム単位で、小数点第一位まで表示すること。
 (四) 年間消費電力量の表示に際しては、別記(一)から(IV)までに掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量(一時間当たりの保温時消費電力量、一時間当たりのタイマー予約時消費電力量及び一時間当たりでの待機時消費電力量より、次の式により算出した年間消費電力量の数値の有効数字三桁以上で、キロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス二パーセントとする。

$$E = (A \times N_A) + (B \times H_A) + (C \times H_C) + (D \times H_D) / 1000$$
 この式において、E、A、N_A、B、H_A、C、H_C、D及びH_Dは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 E : 年間消費電力量(単位 キロワット時毎年)
 A : 一回当たりの炊飯時消費電力量(単位 ワット時毎回)
 N_A : 年間当たりの炊飯回数(単位 回数毎年)
 B : 一回当たりの保温時消費電力量(単位 ワット時毎時)
 H_A : 年間当たりの保温時間(単位 時間毎年)
 C : 一回当たりのタイマー予約時消費電力量(単位 ワット時毎時)
 H_C : 年間当たりのタイマー予約時間(単位 時間毎年)
 D : 一回当たりの待機時消費電力量(単位 ワット時毎時)
 H_D : 年間当たりの待機時間(単位 時間毎年)
 なお、N_A、H_A、H_C及びH_Dの数値は、次の表の最大炊飯容量に応じて、同表に掲げる数値とする。

最大炊飯容量(リットル)	N _A	H _A	H _C	H _D
〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	二百九十	九百二十	七百五十	二千七百六十
〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	三百四十	千五百四十	千百九十	二千九百九十
一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	三百九十	二千百八十	千八百八十	千二百十
一・八〇リットル以上	三百五十	二千四百二十	千	二千百五十

(五) 一回当たりの炊飯時消費電力量の表示に際しては、別記(一)に掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示することとする。
 (六) 一時間当たりの保温時消費電力量の表示に際しては、別記(II)に掲げる方法で測定した二時間当たりの保温時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示することとする。
 (七) 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の表示に際しては、別記(III)に掲げる方法で測定した一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示することとする。
 (八) 一時間当たりの待機時消費電力量の表示に際しては、別記(IV)に掲げる方法で測定した待機時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示することとする。
 (別記) 測定方法
 (一) 一回当たりの炊飯時消費電力量は、次の方法により通常炊飯コースにて炊飯開始から炊飯終了まで測定した消費電力量とし、三回測定した測定値の平均値とする。ただし、三回の測定値の平均値と三回の測定値を比べ、その乖離がプラス・マイナス二・〇パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計五回の測定値の平均値とする。
 i 炊飯精米質量は、次の表の上欄の最大炊飯容量に応じて同表下欄に掲げる炊飯精米質量とする。

最大炊飯容量(リットル)	炊飯精米質量(グラム)
〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	三百
〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	四百五十
一・四四リットル以上	六百

ii 米の仕様は、次のとおりとする。
 ① 品種は、「コシヒカリ」とする。
 ② 玄米の状態に含まれる水分が十三パーセント以上十五パーセント以下のもの。なお、水分の測定は、農産物検査法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十二号)の規定に基づき農林水産大臣が定める標準計測方法(平成十三年農林水産省告示第三百三十二号)の「第二 計測方法」により行うこと。
 ③ 質量換算で歩留まり九十プラス・マイナス一・五パーセントに精米加工を行い、一・八ミリメートルメッシュのふるいにかけて異物及び割れた米粒を取り除くこと。
 iii 炊飯水量は、使用する炊飯精米質量に対し、取扱説明書等で製造事業者等が指定する水の質量とする。なお、炊飯水量には、洗米の際に付着する水分を含む。ただし、使用する炊飯精米質量に対し、製造事業者等において、指定する水の質量が定められていない場合は、使用する炊飯精米質量に最も近い製造事業者等が指定する炊飯精米質量と水の質量との割合(設計加水率・α)を算出して、次の式に基づき炊飯水量を求めることとする。

$$M_w = M_a \times \alpha$$
 この式において、M_w、M_a及びαは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 M_w : 炊飯水量(単位 グラム)
 M_a : 炊飯精米質量(単位 グラム)
 α : 設計加水率
 iv 炊飯器本体ヒーター部分及び内鍋の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二(℃)とする。こと。
 v 炊飯前に精米のみ洗いを三回行う。なお、一回当たりのもみ洗いについては、注水開始から排水終了までの時間を二十秒以内で行うこととする。
 vi 試験開始前水温は、二十三プラス・マイナス二(℃)とする。
 vii 消費者によって任意にON/OFFできる付加機能を有するものは、付加機能をOFFにする。ただし、浸漬、蒸らし等炊飯に必要な不可欠な機能は、OFFにすることはできない。
 viii 洗米から炊飯開始までの時間は、十分以内とする。
 (II) 一時間当たりの保温時消費電力量は、次の方法により測定した保温を一時間行うための消費電力量とする。
 i 一回当たりの炊飯時消費電力量の測定終了後、直ちに保温を開始することとする。
 ii 保温開始から十二時間経過するまでの消費電力量を測定し、その測定値を十二で除した数値とする。
 なお、保温時間が十二時間を経過する前に終了する機種については、保温機能が停止するまでの消費電力量を測定し、その測定値を保温機能の持続時間で除した数値とする。

(III) 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入らずに蓋を閉め、炊飯予約のタイマーをセットし、消費電力の安定後、一時間測定した消費電力量の数値とする。

(IV) 一時間当たりの待機時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入らずに蓋を閉め、待機状態において消費電力の安定後、一時間測定した消費電力量の数値とする。蒸発水量は、一回当たりの炊飯時消費電力量の測定の際に炊飯器機体外に放出した水の質量とし、炊飯時消費電力量の全ての測定の際の平均値とする。なお、放出した水の質量とは、炊飯直前の米及び水をセットした炊飯器本体質量から炊飯終了一分以内の蓋を開ける前の炊飯器本体質量を減じた数値とする。

(V) (I) から (V) までの測定は、次に掲げる条件の下で行うものとする。
i 周囲温度は、二十三プラス・マイナス二度とする。
ii 機器は、厚さが十ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態に設置する。

iii 電源電圧は、百プラス・マイナス一ボルト、電源周波数は、五十プラス・マイナス〇・一ヘルツ又は六十プラス・マイナス〇・一ヘルツとする。
iv 秤は、〇・一グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス〇・五パーセント以内を確保すること。

v 電力計は、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス二パーセント以内を確保すること。
vi 温度計は、日本工業規格B七四一一(一般用ガラス製棒状温度計)付表二のL又はMの棒状温度計を使用すること。

vii 熱電対は、日本工業規格C一六〇二(熱電対)に規定する種類Tのもの、かつ、クラス一のものを使用すること。

八 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

A. ブラウン管テレビ
年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセントとする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視管型のブラウン管を有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とする。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ii イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C六二〇一一の三・一(一般的状態)に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビのコントラスト調整は、イ及びロにおいては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、ハにおいては、工場出荷時の位置に設定すること。

② テレビの明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

③ テレビの音声出力は、日本工業規格C六二〇一一の四・二・一(試験方法)に規定する設定とする。

④ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

⑤ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号(アナログ又はデジタル)又はベースバンド信号の入力による測定
i 映像信号は、日本工業規格C六二〇一一の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー(七五〇/七五〇)信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii アナログ入力信号は、同規格のC六二〇一一の三・三(高周波テレビジョン信号)を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル(ミリワット)とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル(ミリワット)とすること。

② 衛星放送波帯信号(アナログ又はデジタル)の入力による測定
i 映像信号は、日本工業規格C六二〇一一の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー(七五〇/七五〇)信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナス十八デシベルとすること。

iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

B. 液晶テレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセントとする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型の蛍光管バックライトを使用した液晶パネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値にカラーバー信号時の消費電力及び三縦じま信号時の消費電力を加えた平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であつてリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格 C 61011-1 の三・一（一般的状態）に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビのコントラスト及び明るさ並びにバックライト調整は、標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

② テレビの音声出力は、日本工業規格 C 61011-1 の四・二・一（試験方法）に規定する設定とする。

③ 衛星放送受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意に ON/OFF できるものは、OFF にすること。

④ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。ホ イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号（アナログ又はデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

i 映像信号は、日本工業規格 C 61011-1 の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー（七五〇/七五〇）信号及び三縦じま信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii アナログ入力信号は、同規格の C 61011-1 の三・三（高周波テレビジョン信号）を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス三十九デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

② 衛星放送帯信号（アナログ又はデジタル）の入力による測定

i 映像信号は、日本工業規格 C 61011-1 の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー（七五〇/七五〇）信号及び三縦じま信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM 変調の変調率を最大変調時のマイナスイナス十八デシベルとすること。

iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ〜十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

C. プラズマテレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセントとする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値にカラーバー信号時の消費電力及び三縦じま信号時の消費電力を加えた平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であつてリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

- 二 イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C61001-1の三・一(一般の状態)に規定する条件の下で行うものとする。
 - ① テレビのコントラスト及び明るさ調整は、標準状態(一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態)に設定すること。
 - ② テレビの音出力は、日本工業規格C61001-1の四・二・一(試験方法)に規定する設定とする。
 - ③ 衛星放送受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。
 - ④ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。ただし、焼付防止機能が動作する前に測定を行うこと。
- ホ イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

- ① 地上波帯信号(アナログ又はデジタル)又はベースバンド信号の入力による測定
 - i 映像信号は、日本工業規格C61001-1の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー(七五〇/七五〇)信号及び三縦じま信号を用いること。
 - ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。
 - iii アナログ入力信号は、同規格のC61001-1の三・三(高周波テレビジョン信号)を用いること。なお入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル(ミリワット)とすること。
 - iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル(ミリワット)とすること。
- ② 衛星放送波帯信号(アナログ又はデジタル)の入力による測定
 - i 映像信号は、日本工業規格C61001-1の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー(七五〇/七五〇)信号及び三縦じま信号を用いること。
 - ii 音声信号は、一キロヘルツの正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナス十八デシベルとすること。
 - iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。
 - iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

(二) 区分名
B. 液晶テレビ

区分名の表示に際しては、次の表のアスペクト比欄、画素数欄、受信機型サイズ欄、機能欄、付加機能欄にそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型の蛍光管バックライトを使用した液晶パネルを有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

区分名	付加機能		機能		受信機型サイズ		画素数		アスペクト比
	左記以外のもの	左記以外のもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型未満	十五V型以上	画素数が六百五十未満	画素数が六百五十以上	
BA	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BZ	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BY	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BX	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BW	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BV	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BU	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BT	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BS	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BR	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BQ	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BP	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BO	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BN	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BM	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BL	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BK	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BJ	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BI	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BH	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BG	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BF	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BE	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BD	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BC	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三
BA	付加機能を一有するもの	付加機能を一有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	DVD再生機能のみ有するもの	十五V型以上	十五V型以上	画素数が六百五十以上	画素数が六百五十以上	四・三

(ワイド)

垂直方向の 画面数が千 百五十以上 八十未満	アナログ放送のみ受信可能で左記 以外のもの	付加機能を一つ有するもの	B B B
		付加機能を二つ有するもの	B C C
画面数が千 八十以上	デジタル放送を受信可能で左記以 外のもの	付加機能を一つ有するもの	B D D
		付加機能を二つ有するもの	B E E
	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	B F F
		付加機能を二つ有するもの	B G G
	付加機能を三つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	B H H
		付加機能を二つ有するもの	B I I
	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	B J J
		付加機能を二つ有するもの	B K K
	付加機能を三つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	B L L
		付加機能を二つ有するもの	B L L

C. プラズマテレビ

区分名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる受信機サイズ及び中欄の付加機能に
 応じそれぞれ同表の下欄に掲げる区分名を示す用語を用いて表示すること。なお、この表
 の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型のプラズマテ
 スプレイパネルを有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘ
 ルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

受信機サイズ	付 加 機 能	区分名
四十二V型未満	左記以外のもの	C A
	付加機能を一つ有するもの	C B
	付加機能を二つ有するもの	C C
	付加機能を三つ有するもの	C D
四十二V型以上	左記以外のもの	C E
	付加機能を一つ有するもの	C F
	付加機能を二つ有するもの	C G
	付加機能を三つ有するもの	C H

(三) 受信機サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表
 した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。なお、この表
 示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型の蛍光管バック
 ライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。)で、交
 流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものと
 する。

(四) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に
 表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
 イ 使用方法に関する注意事項
 ロ 点検・手入れに関する注意事項
 ハ 設置に関する注意事項
 (五) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
 (六) 表示は、テレビジョン受信機ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してす
 ること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。
 別表第二第十四号(五)を(十)とし、(四)を(九)とし、(三)を(八)とし、(二)の次に次のよ
 うに加える。

機 能	加熱方式	庫内 容 積	区分名
オープン機能を有するも の以外(単機能レンジ)	—	—	A
オープン機能を有するも の(オープンレンジ)	ヒーターの露出があるも の(熱風循環加熱方式 ものを除く)	三十リットル未満のもの	B
	ヒーターの露出があるも の以外(熱風循環加熱方 式ものを除く)	三十リットル以上のもの	C
		三十リットル未満のもの	D
		三十リットル以上のもの	E
	熱風循環加熱方式のもの	—	F

(四) 電子レンジ機能の年間消費電力量の表示に際しては、別記(一)に掲げる方法で測定し
 た電子レンジ機能の一回当たりの消費電力量により、次の式により求めた数値をキロワット
 時毎年の単位で、小数点第一位まで表示する。J。

$$\text{電子レンジ機能の年間消費電力量} = (580.8 \times A_{\text{oven}} + 66 \times A_{\text{warm}} + 571.1 \times A_{\text{defrost}} + 205 \times A_{\text{reheat}}) / 1000$$
 この式において、 A_{oven} 、 A_{warm} 、 A_{defrost} 及び A_{reheat} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$A_{\text{oven}} : \text{電子レンジ機能の285グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力 (単位: ワット時毎回)}$$

$$A_{\text{warm}} : \text{電子レンジ機能の245グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力 (単位: ワット時毎回)}$$

$$A_{\text{defrost}} : \text{電子レンジ機能の125グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力 (単位: ワット時毎回)}$$

$$A_{\text{reheat}} : \text{電子レンジ機能の185グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力 (単位: ワット時毎回)}$$
 (五) オープン機能の年間消費電力量の表示に際しては、別記(二)に掲げる方法で測定した
 オープン機能の一回当たりの消費電力量により、次の式により求めた数値をキロワット時毎
 年単位で、小数点第一位まで表示すること。

$$\text{オープン機能の年間消費電力量} = 31 \times B / 1000$$
 この式において、Bは、次の数値を表すものとする。
 B: オープン機能の一回当たりの消費電力量 (単位: ワット時毎回)
 (六) 年間待機時消費電力量の表示に際しては、別記(三)に掲げる方法で測定した一時間当
 たりの待機時消費電力量により、次の式により求めた数値をキロワット時毎年単位で、小
 数第一位まで表示する。

$$\text{年間待機時消費電力量} = 6400 \times C / 1000$$
 この式において、Cは、次の数値を表すものとする。
 C: 一時間当たりの待機時消費電力量 (単位: ワット時毎時)

(七) 年間消費電力量の表示に際しては、電子レンジ機能の年間消費電力量、オープン機能の年間消費電力量、年間待機時消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎単位で、小数点第一位まで表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス六パーセントとする。

(別記) 測定方法

(一) 電子レンジ機能の一回当たりの消費電力量は、次の方法により実容器を使用して四時から七時までの加熱に要する消費電力量とし、二回の測定による算出値の平均値とする。ただし、二回の算出値の平均値と二回の算出値を比べ、その乖離がプラス・マイナス一・五パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計四回の算出値の平均値とする。

実容器を使用して四時から七時までの加熱に要する消費電力量は、 \bar{M} による疑似負荷量それぞれにより、次の式により算出した数値とする。

$$A = A_{\text{Ann}} \times (1 - (2257 \times (M_{10} - M_{20}) / ((4.187 \times M + 0.55 \times m) \times (T_{20} - T_{10}) + 2257 \times (M_{10} - M_{20}))) \times (66 / (T_{20} - T_{10})) \times ((4.187 \times M + C_p \times m) / (4.187 \times M + 0.55 \times m)) + (2257 \times (M_{10} - M_{20})) / ((4.187 \times M + 0.55 \times m) \times (T_{20} - T_{10})) + 2257 \times (M_{10} - M_{20}))$$

この式において、 A 、 A_{Ann} 、 T_{10} 、 T_{20} 、 M_{10} 、 M_{20} 、 M 、 m 、 m_1 、 m_2 、 C_p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A : 実容器を使用して4℃から70℃までの加熱に要する消費電力量(ワット時毎回)

A_{Ann} : T_{20} ℃の加熱に要した消費電力量(ワット時)

T_{10} : 疑似負荷温度の加熱前温度(℃)

T_{20} : 疑似負荷温度の加熱後温度(℃)

M_{10} : T_{10} ℃のときの疑似負荷と試験容器の質量(グラム)

M_{20} : T_{20} ℃のときの疑似負荷と試験容器の質量(グラム)

M : 疑似負荷質量(グラム)

m : 試験容器の質量(グラム)

m_1 : 実容器の質量(グラム)

m_2 : 実容器の比較(ジュール毎グラムセルビツ)の質量(グラム)

C_p : 実容器の比較(ジュール毎グラムセルビツ)の比熱

なお、 \bar{M} 及び C_p の数値は、表一による。

表一 消費電力量算定式の係数

疑似負荷質量 M (グラム)	実容器の質量 m (グラム)	実容器の比熱 C_p (ジュール毎グラムセルビツ)
二百八十五	四百	一・〇七
二百四十五	二百	一・〇七
二百二十五	二百	一・〇七
百八十五	二百五十	〇・五五

ii 疑似負荷は、水とし、表二の上欄に掲げる疑似負荷質量とする。

疑似負荷質量 M (グラム)	試験容器の仕様
二百八十五	日本工業規格 R 三五〇三に規定する外径百五十ミリメートル、高さ七十五ミリメートルの結晶皿
二百四十五	皿

二百二十五	日本工業規格 R 三五〇三に規定する外径九十三ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの結晶皿
百八十五	日本工業規格 R 三五〇三に規定する外径六十六ミリメートル、高さ百三十五ミリメートルのトールピーカ

iii 試験容器は、表二の上欄の疑似負荷質量に応じて、下欄に掲げる試験容器を使用すること。また、その質量 m (グラム) を測定する。

iv 食味の評価を上げる目的で付加的な機能を設けている機器であつて、消費者によつてその機能を ON/OFF できる場合は、付加機能を OFF にして測定することができる。

v 電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二℃とする。

vi 試験を続けて行う時には、一回目の試験が終了後、二回目の試験は、強制冷却を最低十五分間行い、実施する。

vii 疑似負荷と試験容器の質量 M_{10} (グラム) を測定する。

viii 疑似負荷及び容器の試験開始前温度を十プラス・マイナス一℃とし、電子レンジ庫内の皿を幾何学的中心に置く。

ix 電子レンジ機能を用いて、疑似負荷の温度を七十プラス・マイナス二℃に加熱する。

x 電子レンジの出力設定は、手動でできる最高出力で測定する。

xi 加熱後、速やかに疑似負荷を握押しし、疑似負荷温度 T_{20} を測定する。また、疑似負荷と容器の質量 M_{20} (グラム) とその加熱に要した消費電力量 A_{Ann} (ワット時) を測定する。

(ii) オープン機能の一回当たりの消費電力量は、次の方法により測定した消費電力量とし、二回測定した測定値の平均値とする。ただし、二回の測定値の平均値と二回の算出値を比べ、その乖離がプラス・マイナス一・五パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計四回の測定値の平均値とする。

i 電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二℃とする。

ii 電子レンジの庫内は、空とし、庫内に負荷及び受皿は入れないこととする。ただし、受皿を載せて回転する回転台をもつものにあつては、回転台を取り付けた状態とする。

iii 熱電対の取付位置は、別表第二(第二条関係)十四(二)による幅、奥行、高さの二分の一の庫内中心とする。

iv オープン庫内の温度が、初温より百七十七(ケルビン)上昇するまでの消費電力量を B_1 (ワット時) とし、その後継続して、その状態を二十分間保持した間の消費電力量を B_2 とし、 B_1 と B_2 を合算した値とする。

v ただし、機種によつては、温度設定機構上、温度を一定にすることが困難な場合がある。その場合は、原則として初温より百七十七(ケルビン)上昇した温度を挟む二点の保持温度及び消費電力量を測定し、直線補間により初温から百七十七(ケルビン)上昇した温度の消費電力量を算出することとする。なお、百七十七(ケルビン)上昇した温度を挟む二点が取れない機種の場合は、その機種で選択できる百七十七(ケルビン)上昇した温度に最も近い温度設定の二点を取ることとする。いずれの場合も、次の式に基づき、初温から百七十七(ケルビン)上昇した温度の消費電力量を算出する。

$B = B_1 + (B_2 - B_1) \times (T - T_1) / (T_2 - T_1)$
 この式において、 B 、 B_1 、 B_2 、 T 、 T_1 、 T_2 及び T_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- B : 初温より177 (ケルビン) 上昇した温度の消費電力量 (ワット時)
 - B_1 : 底温度確保時の消費電力量 (ワット時)
 - B_2 : 高温度確保時の消費電力量 (ワット時)
 - T_1 : 底温度確保時温度 (℃)
 - T_2 : 高温度確保時温度 (℃)
 - T_3 : 初温より177 (ケルビン) 上昇した温度 (℃)
- (Ⅲ) 一時間当たりの待機時消費電力量は、電子レンジに交流電源が供給されている状態で、かつ、調理をしていない状態において、以降機器の状態に変化が起らない安定状態で、一時間測定した消費電力量の数値とする。
- (Ⅳ) (Ⅰ)から(Ⅲ)までの測定は、次に定める条件の下で行うものとする。
- i 周囲温度は、二十三プラス・マイナス二℃とする。
 - ii 機器は、厚さが十ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態に設置する。
 - iii 電源電圧は、百プラス・マイナス一ボルト、電源周波数は、五十プラス・マイナス〇・一ヘルツ又は六十プラス・マイナス〇・一ヘルツとする。
 - iv 秤は、〇・一グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス〇・五%以内を確保すること。
 - v 電力計は、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス二パーセント以内を確保すること。
 - vi 温度計は、日本工業規格B七四一一 (一般用ガラス製棒状温度計) 付表二のMの棒状温度計又は同等品を使用すること。
 - vii 熱電対は、日本工業規格C一六〇二 (熱電対) に規定する種類Kのもの、かつ、クラス一のものを使用すること。

附 則

- 1 この告示は、平成十九年八月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の電器機械器具品質表示規程に基づき表示をした電器機械器具製品については、その表示をこの告示による改正後の電器機械器具品質表示規程の規定に基づくとみなす。

○環境省告示第百十号

自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第七條第一項の規定に基づき、小笠原国立公園に關する公園計画を変更したので、同法第八條第四項において準用する同法第七條第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成十八年八月一日

環境大臣 小池百合子

- 一次の保護施設を追加する。

種 類 位 置

- 自然再生施設 東京都小笠原村(父島列島)
 - 自然再生施設 東京都小笠原村(母島列島)
- 二 公園計画を表示した図面(省略)

○環境省告示第百十一号

自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第七條第一項の規定に基づき、伊勢志摩国立公園に關する公園計画を変更したので、同法第八條第四項において準用する同法第七條第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成十八年八月一日

環境大臣 小池百合子

- 一 特別保護地区に次の区域を追加する。

種 類 位 置

- 三重県伊勢市宇治館町の一部
- 二 特別保護地区から次の区域を削除する。
- 三重県伊勢市宇治今在家町の一部

- 三 第一種特別地域に次の区域を追加する。
- 三重県伊勢市宇治今在家町の一部
- 三重県志摩市志摩町御座及び志摩町越賀の各一部
- 四 第一種特別地域から次の区域を削除する。
- 三重県伊勢市宇治今在家町の一部
- 五 第二種特別地域に次の区域を追加する。
- 三重県伊勢市宇治今在家町の一部
- 三重県志摩市志摩町布施田及び志摩町和具の各一部
- 六 第二種特別地域から次の区域を削除する。
- 三重県伊勢市宇治館町の一部
- 七 第三種特別地域から次の区域を削除する。
- 三重県志摩市志摩町御座、志摩町越賀、志摩町布施田及び志摩町和具の各一部
- 八 名の乗入れ規制地区を新設する。

名称	区域	期 間
日和浜・参宮浜	三重県志摩市志摩町御座及び志摩町越賀の各一部	五月一日から十月三十一日まで
廣の浜	(以上の区域のうち、道路、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	五月一日から十月三十一日まで

九 次の集団施設地区を追加する。

名称	区域	整備計画区
横山集団施設	三重県志摩市阿児町鶴方の一部	横山整備計画区

環境大臣 小池百合子

- 十 次の単独施設を削除する。

種 類 位 置

- 三重県志摩市(東利原)
- 三重県志摩市(横山)
- 三重県志摩市(横山)
- 三重県伊勢市(溝口・国立公園境界)から同市(松下)まで
- 三重県鳥羽市(桃取)から同市(大崎)まで、同市(答志)まで及び同市(答志)まで

- 十一 次の歩道を追加する。
- 三重県伊勢市(溝口・国立公園境界)から同市(松下)まで
- 三重県鳥羽市(桃取)から同市(答志)まで及び同市(答志)まで
- 十三 公園計画を表示した図面(省略)

○環境省告示第百十二号
 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第十三條第三項第十四号の規定に基づき、伊勢志摩国立公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を指定し、次のとおり公示する。

この区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成十八年八月一日

名称及び区域	期 間
日和浜・参宮浜	三重県志摩市志摩町御座及び志摩町越賀の各一部
廣の浜	(以上の区域のうち、道路、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)
廣の浜	(以上の区域のうち、道路、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)

○環境省告示第百十三号

自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第二十九條第一項の規定に基づき、伊勢志摩国立公園の区域内に集団施設地区を指定し、同法第二項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成十八年八月一日

環境大臣 小池百合子

- 一 名称及び区域

種 類 位 置

- 横山集団施設地区 三重県志摩市阿児町鶴方
- 二 区域を表示した図面(省略)